

前橋都市計画第一種市街地再開発事業の決定（前橋市決定）

都市計画千代田町中心拠点地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		千代田町中心拠点地区第一種市街地再開発事業					
面 積		約 2.7ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称		幅 員	延 長	備 考
		幹線道路	都市計画道路 3・3・11号前橋渋川線		27m (13.5m)	約 110m	整備済 幅員()内は施行地区内を示す。
		幹線道路	都市計画道路 3・4・12号公園通線		20m (10m)	約 150m	
		区画道路	市道 02-382 号		6m	約 90m	
		区画道路	市道 02-384 号		6m	約 80m	立体道路予定 約 30m
		区画道路	市道 02-386 号		8～9m	約 150m	整備済
		区画道路	市道 02-388 号		9～10m	約 210m	
		区画道路	市道 02-390 号		6m	約 80m	
	下 水 道	都市計画前橋公共下水道により整備済					
その他の公共施設	広場 約 1,200 m ²						

建築物の整備に関する計画	街区	建 築 物		敷地面積に対する		主要用途	備 考
		建築面積	延べ面積※	建築面積の割合	延べ面積の割合		
	西街区	おおむね 7,400 m ²	おおむね 31,300 m ² (おおむね 36,300 m ²)	約 7.1/10	約 30.1/10	業務施設 商業施設 駐車場 共同住宅 教育文化施設	※数値は容積率対象 面積 ()内は総床面積
	東街区	おおむね 4,700 m ²	おおむね 17,800 m ² (おおむね 21,200 m ²)	約 6.3/10	約 23.7/10		
	合計	おおむね 12,100 m ²	おおむね 49,100 m ² (おおむね 57,500 m ²)	約 6.8/10	約 27.4/10		
○高度利用地区の制限内容 ・建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 最高限度 60/10、最低限度 20/10 ・建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 8/10 (ただし、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 6 項第 1 号に該当する建築物にあっては 2/10 を加えた数値とする。) ・建築物の建築面積の最低限度 200 m ² ※建築基準法第 59 条第 1 項各号に該当する建築物にあっては、この限りではない。							

建築敷地の整備に関する計画	街区	建築敷地面積	整備計画
	西街区	おおむね 10,400 m ²	前橋市のまちづくりの指針に沿った土地利用やオープンスペースを確保することで、居心地の良い屋外空間を創出する。
	東街区	おおむね 7,500 m ²	
	合計	おおむね 17,900 m ²	
住宅建設の目標		戸数	備考
		—	

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

理由

中心商業地の地域活性化の一環として、市街地再開発事業の実施により土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備を行うため本案のとおり決定する。